

「量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案
(終身刑導入関係)」に対する意見書(要旨)

2008年11月18日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、新たに終身刑を創設することには反対する。

第2 意見の理由

量刑制度を考える超党派の会(以下「量刑議連」という。)は、死刑と無期刑の間に、恩赦による場合を除き仮釈放を認めない「終身刑」を創設する刑法改正の事務局案をとりまとめた。「現在の我が国の量刑制度における死刑と無期刑のギャップを埋めるために、仮釈放のない終身刑を創設する必要がある。」というのが、その理由である。しかし、終身刑を創設しなければならない立法事実は、以下のとおり存在しないと考える。

1 死刑と無期刑の「ギャップ」

(1) 無期刑受刑者の飛躍的増加と無期刑の終身刑化

近年、無期刑の言渡し並びに無期刑確定者の数は飛躍的に増加しているにもかかわらず、仮釈放を認められる者は逆に減少している(1989年から1998年までは概ね12~20名で推移、1999年以降は一桁台、2006年は3名、2007年は1名)。加えて、仮釈放者の平均在所期間も長期化し、2007年には31年10月にまで至っている(矯正統計年報)。最近10年間の仮釈放を許された無期刑受刑者の合計数が79名であるのに対し、刑務所内で死亡する無期刑受刑者の合計数は120名であり、このような現状は、無期刑が終身刑化している証左と言わなければならない。

(2) 死刑の増加に現れる厳罰主義

また、死刑判決数も著しく増加し、1992年から1999年までと、2000年から2007年までの各8年間の死刑判決言渡し数を比較すると、地方裁判所では43件が109件に(約2.5倍)、高等裁判所では31件が124件に(約4.0倍)、最高裁では33件が68件に(約2.1倍)に増加している。その結果、死刑確定者も著しく増加している。その一方で、犯罪白書によると、殺人や強盗致死の認知件数や検挙人員は、ここ20年横ばい状態にある。すなわち、法務検察主導で人為的に量刑基準が引き上げられ、これを事実上裁判所が追認した結果、これらの犯罪を起こした者に対する厳罰主義が日常的になったといえる。死刑判決には、こうした厳罰主義の傾向を端的に看取でき、従来は死刑

判決とはならなかったと思われる事案において、死刑が言い渡されるものが数多く見られる。

(3) 仮釈放制度と運用の問題点

しかも、この厳罰化傾向は、法定刑や処断刑の長期化にとどまらず、矯正や保護の分野にまで浸透しつつある。たとえば、矯正の段階で行われている検察庁秘密通達のいわゆるマル特無期刑や、保護の分野における地方更生保護委員会による仮釈放判断の厳格化にも法務検察の影響が強く、仮釈放を難しくしており、無期刑受刑者の仮釈放に至っては絶望的でさえある。このような無期刑受刑者の実態は、実質的に国際人権（自由権）規約第9条に定める恣意的な拘禁になっていると考えられ、同規約第10条3項に定める受刑者に対する「矯正と社会復帰を基本的な目的とする処遇」にも違反するものである。さらに、仮釈放許可基準が国民にもわかりにくく、仮釈放許可基準の明確化・適正化など仮釈放制度のあり方の見直しが急務であるにもかかわらず、更生保護法が施行された今日に至るも、その改善がなされていない。少なくとも仮釈放許可基準の明確化や地方更生保護委員会の組織や運営のあり方を改革し、国民の前に明らかにする中で無期刑受刑者の実態に迫ることなしには、死刑と無期刑との間に大きなギャップがあると軽々と言うことはできない。

2 終身刑の刑罰としての曖昧さ

また、これまで指摘したような不透明かつ閉鎖的な制度等が是正されないまま、終身刑を創設すれば、終身刑化している無期刑と終身刑との間のすみ分けを困難にし、現実にも刑適用における混乱を避けることができない。

3 終身刑導入による影響

(1) 死刑判決に与える影響

当連合会の中にも、終身刑の創設によって死刑判決が回避されるという立場の者も存在する。しかし、厳罰化刑事司法下にある現状の日本においては、死刑と併存する形での終身刑の創設は、従来なら無期刑判決を受けた者の相当数を終身刑判決に格上げする役割を担うだけであって、死刑判決を大きく減らすことはないというのが当連合会の大方の意見である。少なくとも、終身刑の創設によって厳罰化がさらに進む可能性が残っている限り、その創設には慎重であるべきである。また、そもそも、終身刑を含む死刑に代わる最高刑のあり方については、死刑執行を停止した上で検討するというのがこれまでの当連合会の考え方であり、死刑執行停止のないままでの終身刑導入には消極にならざるを得ない。

(2) 矯正処遇・保護について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第30条は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として

行うもの」と定める。また、更生保護法第1条は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」と規定する。これらの背後には、人は変わりうるということを前提に、犯罪者の改善更生、社会復帰を図るという理念がある。しかし、終身刑は、こうした理念と相容れず、仮釈放という希望が絶たれ、単に社会から隔離されているだけで、日々生きていく上での支えもなく、受刑者の中でどう位置づけられ、処遇されるのかが全く不明確である。終身刑の創設は、終身刑受刑者にとっても、処遇にあたる刑務所や刑務官にとっても不都合だらけの制度であると言わなければならない。

なお、量刑議連事務局作成の「基本想定問答案」では、終身刑受刑者にも個別恩赦による無期刑への減軽の上で仮釈放の可能性を残すものであり、その処遇上の困難さは長期受刑者に共通した課題であり、個別恩赦の運用のあり方や処遇のあり方について工夫・検討することによって対処すべきとしている。しかし、仮釈放制度の活性化が同時になされなければ、終身刑受刑者にとっての社会復帰は絵空事でしかないことを銘記すべきであろう。

4 裁判員の負担軽減という発想への批判

また、量刑議連では、来年5月21日に施行される裁判員裁判に向けて、死刑が問題となる事件に関わる裁判員の負担軽減を図るために、終身刑の創設が必要であることも強調されている。そのような見解は、死刑と無期刑の間にはギャップがあることを前提とするものであるが、仮にギャップがあるとした場合には、それを解消するためにどのような方策が適切なのか、刑罰のあり方という観点からの議論こそがなされるべきであって、裁判員の負担軽減という見地から議論をするのは本末転倒である。

5 諸外国の実情

終身刑は、死刑廃止国においても極めて稀な制度であり、ヨーロッパでも死刑に代わるものとしてオランダにあるだけであり、死刑を存置しながら、無期刑とは別に、仮釈放のない終身刑を導入しているのは、アメリカの連邦と35の州並びに中国に例を見るだけである。そのアメリカは、もともと死刑制度の廃止を見越して仮釈放のない終身刑を導入したものの、予期に反して死刑制度が復活したため、死刑と終身刑を併存させたが、終身刑の導入によっても、死刑判決は少ししか減少せず、終身刑が存在することで刑が重くなる傾向にあるという指摘もある。仮釈放の可能性のない終身刑は、諸外国の例を見ると、死刑の代替刑としてのみその存在根拠があるとするのが素

直な考え方である。

6 その他

また、国の刑事基本法たる刑法改正に関して法制審議会の審議を経ないという問題、終身刑導入による過剰収容の加速化と収容にかかる国費の支出増という問題もある。

7 結論

前記のとおり、当連合会の中にも、終身刑創設により死刑判決が減少するとして、終身刑の導入に賛成する意見もある。そこには、激増する死刑判決を1件でも減らしたいという悲壮なまでに切実な思いがある。しかしながら、当連合会においては、終身刑の創設は、厳罰化刑事司法の下では、死刑の減少にはほとんどつながらず、現行では無期刑に過ぎなかった者の相当数を終身刑とする運用がなされる可能性が高く、その創設には反対すべきという意見が大勢を占めている。これは、厳罰化の中で増加する死刑判決を減少させるには、更なる厳罰化をもって臨むのではなく、当連合会が指摘してきた死刑制度をめぐる様々な問題点の改善や、死刑事件弁護の充実といった取組によるべきという立場でもある。

なお、当連合会においては、これらのほかに、終身刑の創設には基本的には反対しつつも、立法をもって、無期刑という言葉を終身刑と改め、その終身刑の中に、現行の10年を経過した時点で仮釈放を可能とする者（軽終身刑）のほかに、20年の経過を要する者（終身刑）、30年の経過を要する者（重終身刑）を創設するか、あるいは、最低服役期間を10年から30年までの間とする改正を行い、裁判官に最低服役期間を決定させる制度を創設する対案を出すべきだという意見も出されている。

よって、当連合会は、いずれにしても、無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し、無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること（量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」）には反対する。

以 上